

## 第17回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年11月30日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 橋 場 和 幸

2番 嵯 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について

日程第 7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について

日程第 8 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第10 議案第3号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第11 議案第4号 利用状況調査結果の判定の判定について

日程第12 次回総会日程（予定）について

事務局長

第17回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

明日からいよいよ平成最後の12月になりますが、本日は第17回総会に委員全員の出席をいただきまして大変ありがとうございます。

また、一昨日には弟子屈町での委員研修会に委員全員の参加をいただき大変御苦労さまでした。研修会の中で非常に気になる点がありまして、最後にうちの局長も質問しましたが、農地中間管理事業の強化が進められているということで、浜中町で活用しております円滑化事業の機能を中間管理事業の中に組み入れるような説明でございました。そのようなことになれば、我が町の担い手事業等には非常にブレーキのかかることですので、この件につきましては、毎年実施しております中央要請活動の中で、円滑化事業について今までどおりの形で残していただくようお願いをしていきたいと思っておりますので、委員の皆様方におかれましては何かよい方法があればお願いしたいと思います。

さて、今月14日には村越委員が黄綬褒章での叙勲を受けました。大変名誉なことであり、お祝いを申し上げます。これは、ヘルパー事業を通して新規就農支援に尽力したこと、自給飼料の割合が高く配合飼料の購入費を非常に低く抑えていること、早くからロボットを導入し、搾乳や餌の給餌等、いわゆる酪農作業の労働時間の短縮などが評価されての受賞となっております。改めてお祝いを申し上げたいと思います。大変おめでとうございます。

それでは、早速審議に入らせていただきますけれども、今回は報告が2件、付議案件が4件の提案をしておりますので、よろしく御審議をお願いして開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、8番 阿部委員、10番 篠原委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受  
けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第 6 報告第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請に伴う指令書の交  
付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、  
提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第 5 条第 3 項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出  
があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、  
都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、許可権者である知事  
から許可指令書の交付があった場合には、農業委員会を經由して申請者本人へ  
送付することとなっております。

本案は、〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転  
用許可申請 1 件に対する許可指令書の交付でございますが、整理番号 1 の譲渡  
人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、育成牛舎〇棟及び哺育牛舎〇棟の建設に伴い、北海道知  
事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇〇月〇日付け釧農務第〇  
〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇〇月〇日に農業委員会より  
指令書の交付を行っております。

以上のとおり、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお

願いたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第1号の質疑を行います。本案については、○番○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○○○委員退席、退室)

それでは、これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

(○○○○委員入室、着席)

議 長

日程第7 報告第2号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第2号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努める

ものとする。」とされています。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う3件の調整報告であります。整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より平成〇〇年〇月〇〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったものですが、土地の利用上、隣接している〇〇 〇氏の所有地についても併せて利用することとなるため、整理番号2のとおり、〇〇氏より〇月〇〇日付けであっせん申出を受けております。現地調査につきましては、〇〇月〇〇日に白川英之委員ほか2名の委員により実施しておりますが、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、土地の価格は合計で〇〇〇万〇、〇〇〇円となり、〇〇月〇日開催の利用協議において、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏が買い受けることで調整が整っております。土地の詳細につきましては、議案書4ページから6ページ、及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に整理番号3は、厚岸町ドライブ〇〇〇番地、〇〇 〇氏より平成〇〇年〇月〇〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったものですが、〇〇月〇〇日に橋場委員ほか2名の委員により現地調査を実施し、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、土地の価格は合計で〇〇万〇、〇〇〇円となりました。利用協議については〇〇月〇日に開催しておりますが、協議の結果、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏が買い受けることで調整が整っております。土地の詳細につきましては、議案書7ページ、8ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第2号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、

土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は地目変更登記を目的とした現況証明願でございますが、浜農委30-10号の願い出人は、恵茶人〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は恵茶人〇〇〇番ほか〇筆、合計面積〇万〇, 〇〇〇㎡で、地目変更後の所有権移転を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、百々委員ほか2名の委員により〇〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、原野化しており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各 調 査 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、贈与による権利の移転1件に伴う許可申請でございますが、整理番号1は、姉別北〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を同住所の〇〇〇〇氏に贈与による権利の移転を行おうとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農政係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
続いて、担当委員より補足説明を受けます。  
4番谷口委員、お願いします。

谷口委員

対象地については今まで使用貸借をされていた土地で、それを生前贈与に切り替えるということなので、許可することに問題はないと考えます。

議 長

ありがとうございました。  
それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇からの売渡2件に伴う農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の所有権の移転を受ける者は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西〇線〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

次に、整理番号2の所有権の移転を受ける者は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては農政係長から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第3号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号 2 の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号 1 を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号 1 は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号 2 を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 4 号利用状況調査結果の判定についてを議題とします。  
提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第 4 号利用状況調査結果の判定について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法の運用について 第 4 の (1) では、「農業委員会は、農地利用状況調査の結果、農地法第 3 2 条第 6 項に規定する利用意向調査の対象とならない農地については、速やかに農地に該当するか否かの判断を行うこと」とされております。

本案は、農地法第 3 0 条の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日に現地調

査した結果、担当委員より農地に該当しない旨の報告があり、判定を求めるものであります。

整理番号1の対象地は、浜中東〇線〇〇〇番、面積〇万〇、〇〇〇㎡、所有者は浜中東〇線〇〇〇番、〇〇〇〇氏でございますが、対象地は以前、砂利採取地として利用されていたため、周辺よりも低い位置にあり、また、対象地を含めた周辺の土地は原野、山林であるため、農業振興地域の農用地区域からは除外されております。このようなことから、農地として利用するには生産性も低く、また周辺の状況からみて、農地に復元しても継続利用は困難と思われまますので、農地法の運用について 第4の(4)のイに該当する「非農地」として判断することが適当と考えます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
続いて、現地調査を担当した委員より補足説明を受けます。  
5番白川俊明委員、お願いします。

白川(俊)委員

ただいま事務局の方から説明がありましたとおり、浜中東〇線〇〇〇番の土地について〇〇月〇〇日に現地を確認しております。隣接している宅地部分から見ると高い部分を崩して砂利採取を行ったことから、現状では大半が法面となっております。整地された部分は非常に少ない状況です。また、残された部分も原野化しています。さらに、隣接する農地もなく、農地として復元したとしても面積が非常に少ないことから、継続して利用することは困難と判断いたします。以上です。

議長

ありがとうございました。  
それでは、これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり非農地と判断することに決定いたしました。

日程第12 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会日程については、12月21日、金曜日、午後1時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、12月21日、金曜日、午後1時からということでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、12月21日、金曜日、午後1時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第17回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時35分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 8番 阿部 栄子

浜中町農業委員会 10番 篠原 弘

## 農地法第3条調査書

調査日：平成30年11月22日

第17回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号1 (贈与)

譲渡人	○ ○ ○ ○	譲受人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、地区担当農業委員が現地状況等を確認した。</p>			しない	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第17回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号1 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○	移転をする者	○○○○○○○○ ○○○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第17回浜中町農業委員会総会  
議案第3号 整理番号2 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○	移転をする者	○○○○○○○○ ○○○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	